

選奨規則

(最終改正日) 平 29. 4. 22 改正

第 1 章 総則

第 1 条 本学会定款第 5 条第五号に基づく、この法人の目的並びに事業に関して功績又は業績のあった者の表彰・奨励（以下「選奨」という。）はこの規則により行う。

第 2 条 選奨の種類は次のとおりとする。

- (1) 日本音響学会論文賞(ASJ Paper Award)
- (2) 功績賞 (Prize for Distinguished Achievements in Acoustics)
- (3) 栗屋 潔学術奨励賞 (Awaya Prize Young Researcher Award)
- (4) 技術開発賞 (Technical Development Award)
- (5) 独創研究奨励賞 板倉記念 (Itakura Prize Innovative Young Researcher Award)
- (6) 環境音響研究賞 (Prize for Distinguished Research in Environmental Acoustics)

第 3 条 前条の贈呈を行ったときは、受賞者の氏名、業績の内容などを本学会誌に発表する。

第 2 章 , 第 3 章, 第 4 章 省略

第 5 章 技術開発賞

第 40 条 技術開発賞は、音響に関する工学技術の進歩発展に特に貢献した本会賛助会員である法人の代表者、法人に属する個人又はグループに贈呈する。

第 41 条 技術開発賞に関する経費は、一般会計によるものとする。

第 42 条 技術開発賞は、原則として毎年 3 件以内に贈呈する。

第 43 条 技術開発賞は、賞状とし、副賞を添える。

第 44 条 前条の賞状及び副賞は、原則として通常総会の際、贈呈する。

第 45 条 技術開発賞受賞予定者を選定するため、毎年、技術開発賞選定委員会を設ける。

第 46 条 技術開発賞選定委員会は、委員長と選定委員をもって構成する。

第 47 条 委員長は会長が指名し、選定委員は委員長の推薦により会長が委嘱する。

2 選定委員は、正会員をあてる。

3 選定委員への重任は妨げないが、原則として連続して 3 年以上にわたることはできない。

第 48 条 技術開発賞受賞予定者の選定は、別に定める選定手続により行う。

第 49 条 委員長は、技術開発賞受賞予定者の選定が終わったときは、その結果を選定経過とともに会長に報告する。

第 50 条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、技術開発賞受賞者を決定する。

第 51 条 技術開発賞選定委員会は、役員会において技術開発賞受賞者が決定されたときをもって解散する。

技術開発賞受賞予定者選定手続

平 21. 4. 28 制定 平 21. 12. 16 改正

選奨規則第 48 条による技術開発賞受賞予定者の選定は、この手続に従って行う。

1. 選定は、次の(1)～(4)に掲げる内容によって音響に関する工学技術の進歩発展に貢献した業績を対象とし、本会賛助会員の代表者、法人に属する個人又はグループに対して賞を贈呈する。
 - (1) 音響工学の研究成果を適用して開発された機器・工業技術で、関連する分野に著しい貢献があったと認められるもの。
 - (2) 音響工学の研究及び技術開発に利用される機器・工業技術等で、研究・技術開発の進展に著しい貢献があったと認められるもの。
 - (3) 音響工学の研究成果を適用し、音環境の創造・改善に著しい貢献があったと認められるもの。
 - (4) 以上のほか、音響にかかわる技術開発で、関連する分野に著しい貢献があったと認められるもの。ただし、選定年度から遡って前 3 年間に使用実績、評価等において顕著であると認められるもので、その内容について受賞後に日本音響学会誌に好評可能なものに限る。
2. 委員長は、選定に先立ち、受賞候補業績の推薦要項を日本音響学会誌に掲載する。
3. 受賞候補業績の推薦は、自薦、他薦のいずれでもよいものとする。自薦による場合の応募者は、本会賛助会員である法人の代表者、法人に属する個人又はグループの代表者とする。他薦による場合の推薦者は、本会の名誉会員、終身会員、正会員又は本会賛助会員である法人の代表者とする。
4. 自薦による応募者又は他薦による推薦者は、本学会指定の様式による推薦書及び選定対象となる業績の要旨各 1 部を、選定委員会に提出する。
5. 前項によって推薦された受賞候補業績について、選定委員会は受賞資格を審査した後に、別に定める選定基準によって評定を行い、その結果を基にして合議によって技術開発賞受賞予定者を選定する。
6. 委員長は、前項の結果を選定経過とともに 4 月上旬までに会長に報告する。

附則 この手続は、平成 21 年 12 月 17 日から施行する。